

海部小学校

学校いじめ防止基本方針

— 自他を尊重し、ふるさとを愛し、豊かな心を持って、たくましく生き抜く児童を育てる。 —

はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」に基づき、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が示されて3年が経過し、必要な措置を講ずるとされていることから、平成29年3月、基本的な方針の改定が実施された。

これを受け、徳島県においても「徳島県いじめの防止等に関する条例」に基づき、平成30年2月に基本方針の改定を行った。

海部小学校は、次の1～4の視点を基本に「海部小学校いじめ防止基本方針」を平成30年3月に改定し、「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、校長のリーダーシップの下、組織的で継続的な、実効性のある「いじめ」防止の取組を進めることとした。今回の改訂は、具体例や県教委チェックリストを追加したものである。

- 1 「いじめ」は、どの子どもにも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服を目指す。そのために、「いじめ」の未然防止の観点を大切にして、全ての児童を「いじめ」に向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、「いじめ」を生まない土壌をつくるために、教職員が一体となった組織的、継続的な取組みの推進を目指す。
- 2 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。また、児童が豊かな情操や道徳心を育み、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養うなど、心の通う人間関係を構築する能力の素地を築くことを目指す。
- 3 「いじめ」の背景にあるストレスなどの要因に着目し、その改善を図り、全ての児童がストレスに適切に対処できる力を育み、全ての児童が安心安全に、自己有用感や充実感を感じられる学校生活を送ることができることを目指す。
- 4 「いじめ問題」の取組の重要性について地域、家庭に理解と認識を広め、一体となって取組みを推進できるよう、そのための普及啓発を目指す。

I いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」及び県条例では、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と規定している。

この中での「一定の人的関係」については、学校・学級や部活動、塾やスポーツ少年団など、学校や市町村の内外を問わず、当該児童生徒と何らかの関係がある児童生徒を指すものとする。

2 いじめの基本認識

- (1) 教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめの兆候ではないかとの視点を持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (5) より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめを行う児童に指導をしているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、こども女性相談センター等）との適切な連携を図る。そのためにも平素から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

II 学校いじめ対策組織

1 組織の構成（生徒指導推進チーム）

校長、教頭、生徒指導担当教員、教育相談担当教員、教務主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、学校医等により構成する。個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、児童と関わりのある教職員、児童が相談しやすい教職員等を追加する。

また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー）等の助言を得る。

2 組織（生徒指導推進チーム）の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。
- ⑤ 海陽中学校、海南小学校、町教育委員会をはじめ各関係諸機関との連携を図る。

Ⅲ 教育相談体制

- (1) 教職員と児童及び保護者，さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに，教職員に相談すれば，秘密の厳守はもとより，教職員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。

児童が，教職員や保護者へ，「いじめ」について相談することは，非常に勇気がいる行為である。いじめている側からは，「チクった」と責められ，「いじめ」の対象になったり，さらに「いじめ」が助長されたりする事態も考えられる。そのことを教職員が十分に認識し，その対応については，細心の注意を払うべきである。不用意な対応が，その後の教職員への不信感を生み，「いじめ」が潜在化したり，情報が入らなかつたりする事態を引き起こす。

① 本人からの訴えには

心身の安全を保障する。日頃から「よく話してくれた。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに，実際に訴えがあった場合には，全力で守る有効な手立てを考える。一時的に危険を回避する時間や場所を提供し，担任やカウンセラーなどを中心に児童の心のケアに努めるとともに，具体的な心身の安全の確保について説明する。

さらに，事実関係や気持ちを傾聴する。「あなたを信じているよ」という姿勢で，疑義を挟まず，まず傾聴する。事実関係に客観的な把握にこだわり，状況の聴取だけにならないように注意する。

② 周囲の児童生徒からの訴えには

「いじめ」を訴えたことにより，その児童への「いじめ」が新たに発生することを防ぐため，他の児童から目の届かない場所や時間を確保し，訴えを真摯に受けとめる。「よく話してくれたね。」と，その勇気をたたえ，情報の発信元は絶対に明かさないことを伝え，安心感を与える。

③ 保護者からの訴えには

保護者が「いじめ」に気付いたときに，即座に学校へ連絡できるように，日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっているときにこそ，保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から，児童のよいところや気になるところなど，学校の様子について連絡しておくことが大切である。

児童の苦手なところやできていないところを一方向的に指摘されると，保護者は自分自身のしつけや子育てについて，否定されたと感じることもある。保護者の心情を十分に酌量して接することが大切である。

把握すべき情報例（児童の個人情報には十分注意）

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ① 誰が誰をいじめているのか？ | 加害者と被害書の確認 |
| ② いつ、どこで発生したのか？ | 場所と時間の確認 |
| ③ どんな内容の「いじめ」か、どんな被害を受けたのか？ | 内容の確認 |
| ④ 「いじめ」のきっかけは何か？ | 背景と要因の確認 |
| ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか？ | 期間の確認 |

（3）定期的な教育相談週間や相談日を設定するなど、児童はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。

「いじめ」を訴えた保護者から不信感をもたれる教職員の言葉

- ① お子さんにも悪いところがあるようです。
- ② 家庭での甘やかしが原因です。
- ③ 学級に「いじめ」はありません。
- ④ どこかに相談に行かれてはどうですか。
- ⑤ 相手は軽い気持ちだったそうですよ。

（4）相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。

（5）児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

IV いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動、体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしながら分かりやすい楽しい授業づくりを進める。

ア いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校を創ることである。

イ すべての児童が授業に参加できる、授業場面で活躍できる授業を構築する。

ウ 授業を担当するすべての教職員が公開授業を行い、互いに参観し授業改善を図る。

エ 授業中の学習規律など、互いの授業を参観し合うことによって改善、解決する。

- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。

ストレスとストレッサー

「ストレス」は、ストレス状況（イライラ感・無気力感・身体の不調等）を指す用語で、それをもたらす要因となるものを「ストレッサー」と表現する。いじめに関して言うと、友人関係や勉強に関することがストレッサーとなって、「いじめ」に結びつきやすい「不機嫌怒りストレス」を高めることがわかっている。また、人に負けたくないという過度の競争意識がストレッサーをいっそう強く感じさせることもわかっている。

- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

自信をもたせる「とっておきの言葉」

- 「そうか、それはいいところに気がついたね。」
- 「あのときの態度、立派だったよ。」
- 「ああすることは、とても勇気のいることだったでしょう。立派だった。」
- 「あなたの対応は、とても気持ちが明るくなるね。」
- 「あなたの取り組みの姿勢はすばらしいよ。」
- 「そう、できたね。先生もうれしいよ。」
- 「大切なあなただからこそ、話しをするんだよ。」
- 「あなたには、可能性がある。」
- 「約束だよ。信じているから」
- 「あなたが必要なんだ」

- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを児童に徹底する。同時に、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、最低でも3ヶ月は、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。

- ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

「いじめ」の態様と抵触する可能性のある刑罰法規

- ① 冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。
・・・脅迫・名誉毀損・侮辱
- ② 仲間はずれ，集団による無視。
・・・刑罰法規には抵触しないが，毅然とした対応が必要
- ③ 軽くぶつかられたり，遊ぶふりをしてたたかれたり，蹴られたりする。・・・暴行
- ④ ひどくぶつかられたり，たたかれたり，蹴られたりする。・・・暴行・傷害
- ⑤ 金品をたかられる・・・恐喝
- ⑥ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。
・・・窃盗・器物破損
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。
・・・強要・強制わいせつ
- ⑧ パソコンやスマホ・携帯電話で誹謗中傷を受けたり，嫌なことをされたりする。
・・・名誉毀損・侮辱

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し，学期の始期，入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して，いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに，必要に応じて警察・こども女性相談センターとの円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに，いじめ問題について協議する機会を設け，いじめの根絶に向けて，地域ぐるみの対策を推進する。

V 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式，P T A役員会，P T A総会等において，全ての児童や保護者に対して，いじめを許さない学校の取組や，いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし，児童や保護者が学校を信頼し，安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教職員用）」等を使用しつつ，日常的にいじめの発見に努め，児童が発する危険信号を見逃さず，その一つひとつに的確に対応する。

いじめ発見のための観察ポイント（教職員用）

朝の会・帰りの会	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えてきている <input type="checkbox"/> 顔色・活気など、普段と様子が異なる <input type="checkbox"/> 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い <input type="checkbox"/> イライラしたり、物にあたったりする
授業の開始時	<input type="checkbox"/> 一人遅れて教室に入る <input type="checkbox"/> 泣いていたり、泣いた形跡がある <input type="checkbox"/> 机の上や中が汚されている <input type="checkbox"/> 机や椅子が乱雑にされている <input type="checkbox"/> 周囲が何となくざわついている <input type="checkbox"/> 席が替わっている
授 業 中	<input type="checkbox"/> 保健室に頻繁に行こうとする <input type="checkbox"/> 子どもたちの中から何度も特定の子どもの名前があがる <input type="checkbox"/> グループ分けや班活動で孤立しがちである <input type="checkbox"/> 配布物がきちんと配られない <input type="checkbox"/> 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる <input type="checkbox"/> 発言するとクラスがしらけた雰囲気になる <input type="checkbox"/> 冷たい視線が注がれている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに落書きされる
休 み 時 間	<input type="checkbox"/> 職員室や保健室に頻繁にやってくる <input type="checkbox"/> 先生の近くにいることが多い <input type="checkbox"/> 特定の子どもを避ける動きが見られる <input type="checkbox"/> 一人でぼつんとしている <input type="checkbox"/> 特定の子どもを囲むように子どもたちが集まる <input type="checkbox"/> 遊びでいつも苦しい立場に立たされている <input type="checkbox"/> 格闘遊びなどでいつも相手をさせられている <input type="checkbox"/> 侮蔑の言葉が特定の子どもに対して集中して向けられる <input type="checkbox"/> 集団でトイレに行って、なかなか出てこない
給 食 時	<input type="checkbox"/> 配膳するといやがられる <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 望まないおかずを無理に盛られていたりする <input type="checkbox"/> 好きなものを他人に譲らされている <input type="checkbox"/> グループから外れて、一人で食べている <input type="checkbox"/> 他人のジュース等を買に行かされている
清 掃 時	<input type="checkbox"/> 全員で公平に分担してできていない <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされている <input type="checkbox"/> 嫌な作業をいつもやらされている
放課後（部活動）	<input type="checkbox"/> 急いで一人で帰るようになった <input type="checkbox"/> 先生に何か言いたそうにしている <input type="checkbox"/> 他の子の分まで荷物を持たされている <input type="checkbox"/> 部活動の片付けを一人でやらされている <input type="checkbox"/> 部活動を休みがちになる
そ の 他	<input type="checkbox"/> 成績が急に下がる <input type="checkbox"/> 服が汚れていたり、不自然な乱れがある <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲傷がある <input type="checkbox"/> 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写が見られる <input type="checkbox"/> 持ち物に落書きされたり、靴や傘などを隠されたりする <input type="checkbox"/> 教室の壁や掲示物に落書きされる <input type="checkbox"/> 悪口を言われても、愛想笑いをする <input type="checkbox"/> 人権を無視したようなあだ名を付けられている

- (3)職員終礼等で情報交換を行うことにより、児童の生活の様子を全教職員でつかむ。
- (4)全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的(5月, 9月, 12月, 2月)に実施する。さらに、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握する。いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (5)いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等、学校内の専門家との連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (6)児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (7)児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (8)いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査する。いじめを認知した場合は、速やかに海陽町教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (9)保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント(保護者用)」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

いじめ発見のための観察ポイント(保護者用)

「子どもたちを”いじめ”から守りぬくために」より

～ お子様に気になる言動はありませんか ～

いじめが見えにくいのは、子どもが、親に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白したためによけいにひどくなるなどと考えたりするため、事実を訴えることが少なく、必死に隠そうとすることが多いためです。しかし、いじめられている子どもたちの言動には、何かしらの変化が現れます。子どもの状態をよく観察していれば、いじめられている子どもの兆候を見つけることが可能です。日常のちょっとした変化に気付けるかどうか、発見のきっかけになります。

次の観察ポイントを参考に、子どもの日常をていねいに見てあげてください。

※サインを見落とさず、気になることがあれば、担任の先生に相談しましょう。

※早期に発見し、学校と協力して早期に対応することで、早期解決が可能です。

※スクールカウンセラーや学校以外の機関にも相談することができます。

第一段階

少し気を付けて観察しましょう

- 「いってきます」「ただいま」の声に元気がない
- 弟、妹やペットに乱暴な態度をとる
- 親への反発が強くなる
- 食欲がなく、寝言などでうなされることがある
- 勉強に身が入っていないように見える
- 帰宅時に衣服が汚れていたり、破れていたりする
- 最近、よく物をなくす
- 学校のことを尋ねると「別に」「普通」など、具体的に答えない
- メールやブログ等を今まで以上に気にしはじめる
- 友だちから呼び出されるようになる
- 頭痛、腹痛を訴え登校をしづらくなる
- 学校のノートや教科書を見せたがらない（教科書への落書き、破れ）
- 親の前で宿題をやろうとしない（プリントへの落書き、破れ）
- 学校行事にこないでほしいと言う
- すぐに自分の非を認め、謝るようになる（隠したいことを詮索されたくない）
- 学校からの通知、連絡帳などを見せなくなる
- ぼーっと放心状態でいることがよくある
- 何もしていない時間が多い
- 倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる
- 無理に明るく振る舞っているように見える

第二段階

いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- 「いってきます」「ただいま」を言わなくなる
- 気分の浮き沈みが激しくなる
- 弟、妹にあたるが増える
- 理由もなくイライラしている
- 食欲がなくなり、家族と一緒に食事をしなくなる
- 成績やテスト結果が急に下がる
- 制服や衣服の汚れが著しい
- 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する
- 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る
- メールやブログ等、携帯電話を見ようとしなくなる
- 携帯電話を家族に触れさせないようにする
- イタズラ 電話がよくかかってくるようになる
- ちょっとした音に敏感になる
- 友人からの電話に「どきっ」とした様子を見せる
- 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる
- 学校や友だちの話題を避けるようになる
- 持ち物（教科書、筆箱等）への落書きがある
- 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う
- 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下、痩せ等の身体症状が見られる
- 登校をしづらくなる
- 身体を見せたがらない
- 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にしている

第三段階

学校と連絡を取り合って対応しましょう

- 急に誰かを罵ったりする
- かばんの中に「死ね」、「バカ」などの手紙や紙きれがある
- 身体（見えない部分）に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする
- 身体にマジックによるいたずら書きがある
- 急に友だち関係が変わる
- 友だちから頻繁に呼び出される
- 学校と家庭で話す内容に食い違いがある
- 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある
- 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す
- 学校を転校したいとか、やめたいと言い出す
- 金遣いが荒くなったり、親の金を持ち出したりするようになる
- 以前では考えられないような非行行動が見られる（万引き等）
- 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある
- 日記等に「死」をほのめかすような文言が見られる

VI いじめへの対処

I いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施する。

いじめ対策委員会

1 構成員

校長	教頭	指導教諭	教務	生徒指導指導担当
担任	養護教諭	スクールカウンセラー(本校未配置)		

※事態の推移、広がり、特殊性に応じて構成員の変動がある。

2 主な内容

- ① 「いじめ」として対応すべき事案か否かを判断する。
- ② 判断材料が不足の場合は、関係者と協力連携し、事実関係の把握をする。
- ③ 被害児童の心身のケアに努める。
- ④ 加害児童の指導。単に謝罪や責任を問うことでばかりなく、児童の人格の成長に主眼を置き、再発を防ぐ教育活動を行う。
- ⑤ 十分な効果が期待できない場合や、「いじめ」が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合には、教育委員会と連絡を取り、所轄警察署と相談して対処します。
- ⑥ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れのある時は、直ちに所轄警察署に通報し、教育委員会の指示に従い必要な対応を行う。

3 その他

- ① 定例の「いじめ対策委員会」は、学期に1回程度開催する。
- ② 「いじめ」事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、調査班や対応班などを編成し対応する。
- ③ 「いじめ」事案の対応や内容については職員会議で報告し、共通理解を図る。とともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。

- ③ 職員会議、職員終礼等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

2 いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数の教職員による家庭訪問を行う。

- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

3 いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数の教職員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

4 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

5 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに海陽町教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

6 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。
- ④ 保育園・幼稚園、小学校、中学校の連携を深め、必要に応じて、適切な情報交換を行う。

7 いじめの解消状態

少なくとも、次の2項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期の期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

Ⅵ 校内研修

校内研修（事前研究やロールプレイ）の計画を作成し、全ての教職員の共通認識を図るため、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

Ⅷ 重大事態への対処

（１）重大事態の定義について

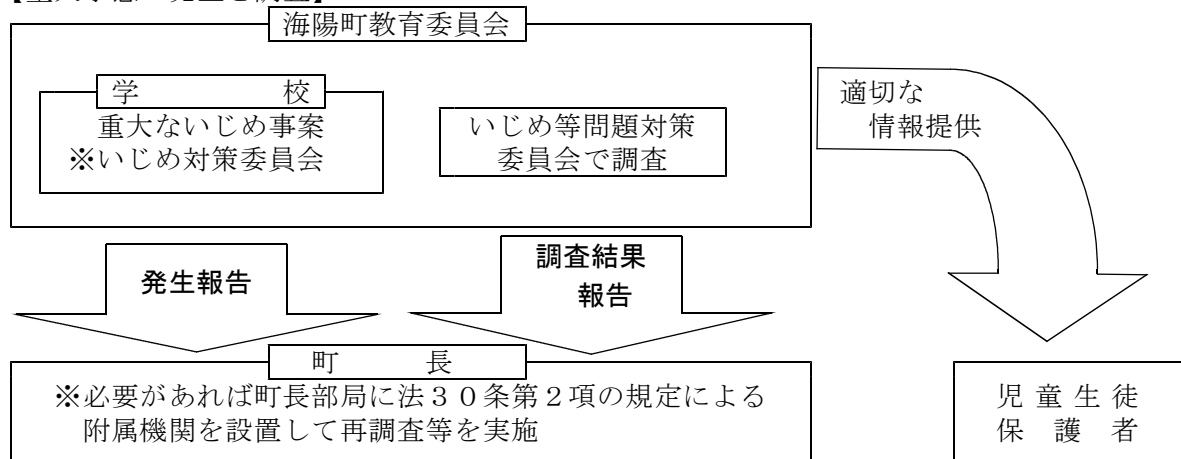
「いじめ防止対策推進法」第２８条第１項において、次の①②該当するようないじめを「重大事態」と定めている。

- ① 「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第１号）」
- ② 「児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第２号）」

○また、児童生徒や保護者から、「いじめられて重大事態に至った」という申立があった場合は、重大事態が発生したものとする。

- （２）いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに海陽町教育委員会に報告するとともに、海陽町教育委員会と連携して対処する。

【重大事態の発生と調査】



- （３）重大事態が生じ学校が調査主体になる時は、「重大事態への対応マニュアル」（後述）にしたがって、迅速かついねいな調査を行う。

（４）重大事態における調査と組織について

「いじめ防止対策推進法」第２８条においては、重大事態が起きた場合には、その重大事態に対処し、また同様の事態が起きることを防止するために「事実関係を明確にするための調査」を行うこととする。

この調査について、学校から報告を受けた町教育委員会が、学校が主体となって調査をするか、町教育委員会が主体となって調査するかを判断する。

学校が主体となって調査することとなった場合においても、町教育委員会は学校に対して必要な指導や人的措置を含めた支援を行う。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施について

重大事態発生時には、児童生徒や教職員、保護者に対して聞き取りやアンケートなどによる調査を実施することとし、客観的に、また広範かつ詳細に、そして速やかに、以下の内容について実施する。

- ・いつ、誰から、どのような事実があったか。
- ・いじめが起きた背景、人間関係はどのようなものであったか。
- ・学校、教職員はどのように対応したか。

この調査において、学校や町教育委員会に不都合な内容があっても、その事実と向き合う姿勢を持ち続けることとし、実施に当たっては、いじめを受けた児童生徒を守り、その心情にも十分な配慮をして実施する。

また、児童生徒や保護者に対して、事実関係やその他の必要な情報を適切に提供しなければならない。

(6) 重大事態の留意事項

次は例示であり、これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・軽症で済んだものの、自殺を企図した。
- ・心身に重大な被害を負った場合
- ・リストカットなどの自傷行為を行った。
- ・暴行を受け、骨折した。
- ・投げ飛ばされ脳震盪となった。
- ・殴られて歯が折れた。
- ・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。
- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。
- ・多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- ・わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
- ・スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合
- ・欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

IX 重大事態への対応マニュアル

★いじめ事案発生★

(1) 組織員の構成

① 既存の学校いじめ対策組織

調査組織の構成:

学校長, 教頭, 生徒指導担当教員, 教育相談担当教員, 学年主任, 養護教諭, 学級担任, 学校医等

② 外部人材を加えた組織・・・※①の組織に加える人材のみ記載する

調査組織の構成:(スクールカウンセラー, 学校評価委員, 青少年補導センター職員, 少年補導職員, 警察経験者(スクールサポーター))

(2) マスコミへの対応

窓口の一本化と正確な情報とていねいな対応(対応者: 学校長)

1 重大事態の発生(疑いを含む)

2 所管教育委員会に報告する (学校又は学校設置者のどちらが主体になるかを判断)

3 重大事態の調査組織を設置する (学校が調査の主体になった場合)

・公平性, 中立性が確保された組織が, 客観的な事実確認を行う。

・被害児童生徒・保護者に調査等の事前説明を行う。

① 既存の学校いじめ対策組織に適切な専門家を加えた調査組織

② 調査を行うための第三者組織(スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカー, 弁護士, 精神科医, 学識経験者)

4 被害児童生徒・保護者への調査方針の説明や情報提供を行う

・調査前に被害児童生徒, 保護者に次の①～⑥について説明をする。

・被害児童生徒・保護者に寄り添った対応を第一とする。

・加害児童生徒・保護者にいじめの事実関係についての調査結果の説明を行う。

① 調査の目的・目標

重大事態の調査は, 民事・刑事上の責任追求やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく, 学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで, 事案の全容解明, 当該事態への対処や, 同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。

② 調査主体

被害生徒・保護者に対して, 調査組織の構成について説明する。調査組織の人選については, 公平性・中立性が担保されていることを説明する。

③ 調査時期・期間

被害生徒・保護者に対して, 調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて目途を示す。また, 調査の進捗状況について, 定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて説明する。

④ 調査項目

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聞き取り等をする児童・教職員の範囲）に調査するのかについて、被害生徒・保護者に対して説明する。その際、被害児童・保護者が調査を求める事項等を詳しく聞き取る。なお、第三者組織が調査事項や調査対象を主体的に決定する場合は、その方向性が明らかとなった段階で適切に説明を行う。

⑤ 調査方法

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順を、被害生徒・保護者に対して説明する。説明した際、被害生徒・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映する。

⑥ 調査結果の提供

- ・調査結果（調査の過程において把握した情報を含む）の提供について、被害生徒・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明を行う。
- ・被害生徒・保護者に対して、アンケート調査等の結果、調査票の原本の扱いについて、予め、情報提供の方法を説明する。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で行う方法を採用することを予め説明する。
- ・調査票を含む調査に係る文書の保存について、保存期間を説明する。
- ・加害者に対する調査方法の説明の方法について、可能な限り、予め、被害生徒、保護者の同意を得ておく。

5 調査組織で、事実関係を明確にする調査を実施する

- ・いじめの事実関係を明確にする。（因果関係の特定でなく客観的な事実関係を調査）
- ・学校で実施した調査の再分析や新たな調査を実施する。（文科省「背景調査の指針(改訂版)」を参照）

① 文書情報の整理

直筆の文書、メモやノートの走り書き、携帯メールの記録など

② アンケート調査の実施（詳細調査の実施 P17）

被害生徒、その保護者、他の生徒、教職員等

③ 聞き取り調査の実施（詳細調査の実施 P18） → 時系列にまとめて分析する。

- ・被害生徒、その保護者、他の生徒、教職員等
- ・複数で聞き取りをする。

④ 情報の整理（詳細調査の実施 P19）

- ・様々な情報を「学校生活に関すること」「個人に関すること」「家庭に関すること」などに区分し、それぞれについて、「直接見聞きした情報」「伝聞情報」に区分するなどしてせりりする。
- ・整理した情報から、事実関係が確認できたこと、確認できなかったことを区別して、時系列でまとめていく。
- ・事実関係が確認できなかったものがあれば、確認できなかった情報として整理しておく。

6 調査結果を所管教育委員会に報告する

調査結果及びその後の対応方針について、報告・説明する。

7 調査結果を基に必要な措置を講ずる

- ・被害児童生徒に対して、事情や心情を聴取し、状況に応じて継続的にケアを行う。
- ・被害児童生徒が不登校になっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援活動を行う。
- ・再発防止策を検討する。(詳細調査の実施 P20)
- ・報告書の取りまとめをする。(詳細調査の実施 P20)

X 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教職員評価の項目に位置づけ、達成目標とその達成状況の評価をする。
- (2) P D C A サイクルの考え方にしたがって、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような指標等の改善が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

XI 年間計画（いじめ防止プログラム）

年間目標・教育活動全体を通して、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことであり「いじめは人権問題である」ということを理解させる。

- ・全教職員がいじめについて理解し、共通認識のもと行動できるようにする。
- ・保護者や地域と共にいじめ防止の取組の連携を図る。

月	内容	対象者	担当
4	○学校基本方針の説明 ○指導体制や指導計画の公表 ・周知 ○PTA総会 ○家庭訪問	教職員 教職員・保護者・児童（全学年） 教職員・保護者 教職員・保護者・児童（全学年）	校長 生徒指導担当 生徒指導担当 教頭・教務主任
5	○問題行動の共通理解 ○修学旅行	教職員 児童（6年）	生徒指導担当
6	○アンケート調査 ○アンケート調査分析 ○給食試食会 ○宿泊学習	児童（全学年）・教職員 教職員・保護者・児童（1年） 児童（4・5年）	生徒指導担当・学級担任 教頭・学級担任 学級担任

7	○校内研修 ○PTA地域部会 ○青少年育成町民会議	教職員 教職員・保護者 保護者・地域住民	研修主任 生徒指導担当 教頭
8	○1学期取組点検評価・改善	教職員	生徒指導担当 学級担任
9	○取組の成果等の共通理解と 保護者啓発 ○運動会	教職員・保護者 教職員・保護者・児童（全 学年）	生徒指導担当 学級担任
10	○学校関係者評価委員会 ○分館学習会（人権）	教職員 教職員・保護者・地域住民	校長 生徒指導担当 人権教育主事
11	○校内研修 ○PTAの日	教職員 教職員・保護者・児童（全学 年）	生徒指導担当 学級担任
12	○2学期取組点検評価・改善 ○PTA地域部会 ○青少年育成町民会議	教職員 教職員・保護者 保護者・地域住民	教頭 生徒指導担当 学級担任 教頭
1	○親子人権のつどい	教職員 保護者・児童（全学 年）	生徒指導担当・人権教育主 事・学級担任
2	○校内研修 ○入学説明会 ○アンケート調査 ○アンケート調査分析	教職員 教職員・保護者 児童（全学年） 教職員	生徒指導担当 1年担任 生徒指導担当・学級担任 生徒指導担当・学級担任
3	○1年間の取組 点検・評価改 善と次年度の計画 ○PTA地域部会 ○青少年育成町民会議	教職員 教職員・保護者 保護者・地域住民	生徒指導担当 学級担任 教頭 教頭